令和元年度第1回函館市行政不服審查会会議録 開催日時 令和元年(2019年)6月10日(月曜日) 午前10時 函館市役所8階第1会議室 開催場所 1 会長および副会長の選出について (公開) 2 部会の委員の指名について (公開) 議 題 3 函館市行政不服審査会運営要領の一部改正について (公開) 4 その他 (公開) 伊藤 泰 委員 木立 克男 委員 木下 元章 委員 出席委員 永盛 恒男 委員 野呂 豊 委員 本間 裕邦 委員 欠席委員 なし 小山内 千晴 総務部長 事務局の 阿 部 慶太 総務部次長 出席者の 里 村 昌則 総務部文書法制課長 職氏名 早瀬 洋総務部文書法制課主査

傍 聴 者

報道関係者 1名

1 開会(午前10時)

里村課長

ただいまから、令和元年度第1回函館市行政不服審査会を開会いたします。

私は会長・副会長が選出されるまでの間,進行役を務めさせていただきます,文書法制課長の里村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議次第に従いまして、進めさせていただきます。

はじめに、本年4月に、皆様に委員に御就任いただいてから初めての 審査会でございます。議事に入る前に総務部長の小山内から御挨拶を申 し上げます。

2 総務部長挨拶

小山内部長

おはようございます。改めまして総務部長の小山内でございます。

本日は、大変お忙しい中、皆様にお集まりいただきまして誠にありが とうございます。

皆様には、この審査会の改選に当たりまして、委員への就任について 御依頼させていただきましたところ、快く御承諾をいただき大変感謝し ております。野呂委員におかれましては新任、他の5人の方々は再任と いうことになっております。今後いろいろ御審議いただく場面があろう かと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、皆様には日頃からこの行政不服審査制度はもちろんのこと、市 政全般にわたりまして、様々な場面で御尽力いただいておりますこと に、この場をお借りして感謝申し上げる次第でございます。

行政不服審査法が平成28年4月1日に全部改正,施行されたということで,不服申立てという場面に遭遇する国民の方々からすると,制度が公正性ですとか使いやすさの向上という観点からの改正もあり,かなりいい改正なのではないかと思います。約50年ぶりに抜本的に見直されたということで,その新しい制度が現在,適用されているところでございます。

私も事前に法の体系を見させていただきまして、今までありました審 査請求と異議申立てという2つが、審査請求という名の下に一元化され たということでございます。また、組織の面でも第三者機関というものが新設されまして、公平性の確保ということがより一層保障されたと思っております。本市におきましても、当委員会を市長の常設の附属機関として設置したものでございます。

法の施行から3年間が経過いたしました。この間,2件の答申を皆様からいただいたところでございますが,今後につきましても我々といたしましては、制度面では要領の改正などを通じ手続面を整備してまいりたいと考えておりますし、また、皆様が効率的に調査審議ができるよう運用を重ねながら、円滑な事務局の運営に努めてまいりたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、制度の適切な運用のために、それぞれの専門的な見地から、活発な御議論をいただき、より一層の御協力・御指導をいただければと思いますので今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

3 委員の紹介

里村課長

それでは、私から委員の皆様の御紹介をさせていただきます。

函館市行政不服審査会の委員の任期は、3年となっておりますので、 改めて平成31年4月1日付けで、御委嘱申し上げたところであります が、今回、鹿野委員が退任され、野呂委員に御就任いただいたところで ございます。

それでは、お手元にお配りしております委員名簿によりまして、順次、委員の皆様を御紹介させていただきます。

(伊藤委員から五十音順に紹介)

引き続き、事務局職員の御紹介をさせていただきます。

(事務局紹介)

4 議 題

里村課長

それでは、次に、議題の「1会長および副会長の選出」についてに移らせていただきます。

函館市行政不服審査法施行条例第5条第2項に「会長および副会長は、

委員の互選により定める」と規定してございますので、委員の皆様の互選 により、会長・副会長をお選びいただきたいと存じます。

この互選の方法につきましては、差し支えなければ、委員の皆様方の推 薦によりまして、会長・副会長を決定したいと存じますが、この方法でよ ろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

御異議がないようですので、会長・副会長の推薦を受けたいと思いますが、御発言はございますでしょうか。

木下委員

前任期に永盛委員が会長、本間委員が副会長をされております。今期に おきましても、同様に会長に永盛委員、副会長に本間委員を推薦させてい ただきたいと思います。

里村課長

ただいま,会長に永盛委員,副会長に本間委員をとの御発言がございましたが、皆様いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

御異議がないようですので、会長は永盛委員に、副会長は本間委員に 決定させていただきます。

なお、小山内総務部長、阿部総務部次長につきましては、このあと別の用務が入っておりますので、ここで退席させていただきたいと存じます。

永盛委員,本間委員には,それぞれ会長・副会長席にお移り願います。 (それぞれの席に移動)

それでは、これからの議事運営につきましては、施行条例第6条第2項の規定に基づき、会長が議長となって進めていただくことになりますので、よろしくお願いいたします。

永盛会長

就任に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

ただいま,委員の皆様の御同意を得まして,引き続き会長を務めることになりました永盛でございます。

先ほど、総務部長からお話がありましたが、行政不服審査会は全部改

正された行政不服審査法が施行されたことにより、平成28年4月1日 に初めて設置された第三者機関でございます。新たな不服申立制度において、大変重要な役割を担っているものと認識しております。

3年前の制度開始からの経験も踏まえて、函館市における行政不服審 査制度がより適正に図られるよう、精一杯会長の職を務めてまいりたい と存じますので、委員の皆様の御協力をお願い申し上げ、御挨拶といた します。よろしくお願いいたします。

本間副会長からも一言御挨拶いただければと思います。

本間副会長

及ばずながら会長を補佐し、審査会の適正な運営に努めさせていただき たいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

永盛会長

それでは, 次の議題に入りたいと思います。

はじめに、これからの会議の「公開・非公開」についてお諮りしたい と思います。公開ということであれば、議事録についてはインターネッ トのホームページ上で公開ということも含まれております。

本日の会議には、特定の個人が識別されるような個人情報が含まれて おりませんので、会議は公開で行うということで御異議ございませんで しょうか。

(異議なしの声あり)

御異議がございませんので、そのように決定させていただきます。 それでは、続きまして当審査会は、2部会制となっていますので、議題の「2部会の委員の指名」について、事務局から説明をお願いします。

里村課長

函館市行政不服審査法施行条例第7条第1項において,「審査会は, 委員のうちから,審査会が指名する者3人をもって構成する合議体で, 審査請求に係る事件について調査審議する。」と規定されております。

また、その合議体につきましては、函館市行政不服審査会運営要領第 2条第2項において、「各部会に属すべき委員は、会長が指名する。た だし、会長および副会長は同じ部会に属さないものとする。」となって おります。 今回,委員の皆様について,新たな任期となりましたことから,会長から各部会の委員を御指名いただきたいと存じます。

永盛会長

それでは事務局から資料を追加配布させていただきますので, 御覧ください。

(資料配付)

お手元に配付させていただきました資料のとおり、各委員の選出分野を考慮し、第1部会には私と木下委員、野呂委員を、第2部会には本間副会長、伊藤委員、木立委員を指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。

また、事件の取扱いについては、運営要領第9条により会長が定める こととなっておりまして、引き続き第1部会から順次割り当てていくこ とにしたいと思います。

なお、次に諮問があった場合は、第1部会で取り扱うこととなります ので、よろしくお願いいたします。

次に議題の「3函館市行政不服審査会運営要領の一部改正」についてを 事務局から説明願います。

里村課長

【議題3】資料1(函館市行政不服審査会運営要領の一部改正について)および追加配付資料(調査審議等の流れ)により説明。

永盛会長

ただいま事務局から、改正箇所について資料1と変更となった箇所が 示されている図で説明していただきました。改正箇所が多岐にわたって いますが、各委員から御質問やお気づきの点等いただきたいと思います。

木下委員

質問は特にございません。実情に即して、審議会が円滑に進むように 改正しているものであると思いますので、結構だと思います。

木立委員

特に意見はありません。

伊藤委員

特に意見ありません。

野呂委員

特に意見ありません。

永盛会長

各委員,改正について特に御意見がないということなので,函館市行政不服審査会運営要領の一部改正については,事務局提案のとおり改正し,本日から施行することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、御異議がありませんので、そのように決定させていただきます。

次に、議題「4その他」について事務局から説明をお願いします。

里村課長

【議題4】資料2(行政不服審査法に基づく審査請求申立一覧(平成28年度~))により説明。

なお、この一覧表には記載しておりませんが、現在、生活保護法と土地 区画整理法に基づく処分に対し、それぞれ1件ずつ計2件の審査請求が提 起されております。審査庁による審理手続が進められており、審査会への 諮問までには、なお時間を要するものと考えております。諮問があった際 には、まずは第1部会の委員の皆様に御審議をいただくこととなります。 以上、行政不服審査法に基づく審査請求申立について御説明申し上げまし た。

永盛会長

平成28年度からの審査請求について,一覧表で事務局から御説明がありました。この件について,委員の皆様から御質問等ございませんか。

永盛会長

3年間で8件の審査請求があったということですが、件数としてはどう お考えですか。

里村課長

新制度の開始当初におきましては、それまでの函館市における不服申立 ての状況から、年間で一桁前半の数字に収まっていくのではないかと考え ておりました。そのことからしますと、若干少ないということもあるかも しれませんが、今後とも審査庁を中心に制度の周知に努めて、より市民の 皆様に御利用いただけるようにしてまいりたいと考えております。

永盛会長

件数が多い方がいいのかどうかは、判断が分かれるところではないかと 思いますが、函館市は行政の透明性が全国的にも高いということを聞いた こともございますので、件数が少ないのはそのことが関係しているのかも しれません。

制度の周知徹底は、必要なことだと考えますので、継続して行っていただきたいと思います。

他に何か委員の皆様からございますか。

(なしの声あり)

その他ないようでございますので、本日の会議はこれをもちまして終了 とさせていただきたいと思います。

委員の皆様、事務局の皆様には今後ともよろしくお願い申し上げます。 本日はどうもありがとうございました。

5 閉会(午前10時29分)